

岐阜県動物愛護管理推進計画(案)

～人と動物が共生する地域社会を目指して～

概要版



岐阜県

令和3年4月

計画の基本方針

「人と動物が共生する地域社会」の実現

本計画の基本方針は、「人と動物が共生する地域社会」の実現を目指すことです。

人と動物がよりよい関係を築くためには、人が動物に対して抱く意識は様々であることを前提とし、我慢や対立することなく相互に理解を深めていくことが何よりも大切です。

動物の飼養等の問題は、行政や個人が個別の取り組みで解決できるものではなく、県民、飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、県獣医師会及び行政等が、一体となって取り組む必要があります。

また、動物の飼養者は、その飼養する動物が命を終えるまで適切に飼養することが責務であり、動物愛護の原則です。

計画の位置づけ

- 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）第6条の規定により策定
- 環境省の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即し、関係施策を推進
- 対象とする動物は人が所有又は占有する動物

計画の期間

- 令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間
- 5年後を目処に改正される動物愛護管理法や基本指針を受けて見直し

各主体の主な責務と役割

県民	理解と協力 動物を飼養する人としめない人のよりよい関係の構築
飼養者	終生にわたる適正飼養 法令や地域ルールへの遵守
動物取扱業者	法令遵守 飼い主へ適正飼養に関する助言 動物愛護及び適正飼養の普及啓発
動物愛護推進員	行政への協力 動物愛護と適正飼養の普及啓発
動物愛護団体	各主体への協力・支援 地域住民からの理解
(公社) 岐阜県獣医師会 岐阜大学応用生物科学部	専門的知見から動物由来感染症発生防止 動物愛護及び適正飼養の推進 被災動物の救援や災害時の情報収集
市町村	生活環境を損なう不適切な飼養者への指導 犬の登録業務及び狂犬病予防注射業務 被災動物の救援
県	犬及び猫の保護、引取り 動物取扱業者や特定動物の飼養施設の監視指導 動物の愛護と適正飼養の普及啓発 動物由来感染症（狂犬病を含む）対策 災害時の被災動物の救護等 動物愛護推進員の委嘱 行政担当職員研修の実施 「岐阜県動物愛護センター」の運営

計画の推進状況の評価

この計画の進捗状況については、県政モニターへのアンケート調査をはじめ、「犬及び猫の引取り数」、「犬及び猫の殺処分数」を指標として、適宜、評価していきます。

指標1 犬及び猫の引取り数

飼い主責任の徹底や無責任な餌やり防止等を推進し、令和12年度までに「犬及び猫の引取り数を85%削減」（平成16年度を基準とする）を目標とします。

目標1

平成16年度 犬及び猫の引取り数（犬の捕獲を含む） 6,112頭

↓ 85%削減

令和12年度 犬及び猫の引取り数（犬の捕獲を含む） 916頭

指標2 犬及び猫の殺処分数

令和12年度までに保健所で収容した「家庭で飼養できる犬及び猫の殺処分数を50%削減」（平成30年度を基準とする）を目標とします。

目標2

平成30年度 家庭で飼養できる犬及び猫の殺処分数 877頭

↓ 50%削減

令和12年度 家庭で飼養できる犬及び猫の殺処分数 438頭

現状と課題

○動物に対する県民の意識（令和元年度 岐阜県県政モニターアンケート調査結果）

課題：県民が迷惑に感じる事のない動物の適正飼養の推進

令和元年度に行った県政モニター調査ではモニターの27.2%がペットを飼養しており、過去に飼養経験のある人を含めると、77.2%に上ります。

また、45.1%のモニターが、他人のペットに対して迷惑を感じています。依然として、動物の終生適正飼養の推進は、多くの県民が望んでいる重要な課題となっています。

図-1 あなたは、ペットを飼っていますか（令和元年度 有効回答342名）

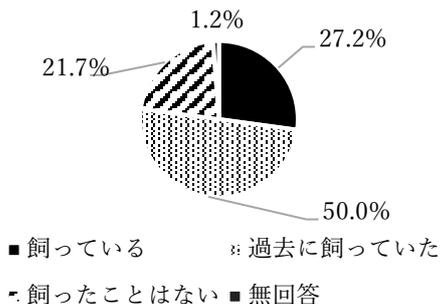
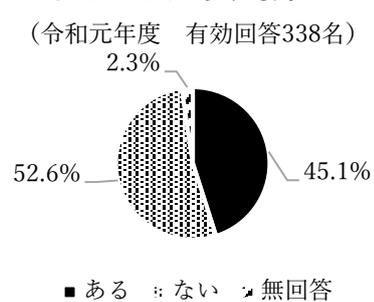


図-2 他人のペットを迷惑だと感じたことはありませんか（令和元年度 有効回答338名）



○保健所等への苦情

課題：多数の動物の飼養による生活環境悪化の未然防止
不適正な動物の飼養状況への対応

令和元年度は、保健所等11カ所に434件の犬及び猫に関する苦情が寄せられており、その内容の多くは犬及び猫の不適正な飼養が原因です。

近年は、多数の動物を飼養し適正な飼養管理ができなくなることで、極めて不衛生な生活環境に陥る問題が発生しています。保健所に寄せられる多頭飼養に関する苦情の件数は、他の苦情と比べて件数が多いわけではありませんが、ひとたび問題が発生すると、飼い主や自治体だけでは解決が難しく、各主体への負担や社会的な影響が大変大きくなります。

○家庭動物の飼養状況等

課題：狂犬病予防注射の接種率の向上
こう傷事故の発生及びけい留義務違反の防止
マイクロチップの普及と手続き方法の周知

《犬の飼養状況等》

登録犬の狂犬病予防注射接種率は78%前後で推移しています。しかし、無登録犬を考慮すると、岐阜県での犬の抗体保有率が感染拡大を十分防ぐことができるとされる70%を下回っている可能性は否定できません。

犬によるこう傷事故件数は、平成22年度からほぼ横ばいとなっています。一方、けい留義務違反件は、平成22年度の約400件から徐々に減少し、令和元年度は150件を下回りました。

《猫の飼養状況》

令和元年度に実施された一般社団法人ペットフード協会の調査によると、全国の猫の飼養数は、平成30年度の調査と同様、犬の飼養数を上回っています。この調査を基に類推すると、県内には約13万頭の猫が飼養されています。

《犬及び猫の所有者明示の措置状況》

平成30年度末の岐阜県の犬の登録数から換算すると、マイクロチップの登録割合は、27.5%となりますが、マイクロチップが装着されていても、無登録や登録内容の変更がされておらず、飼い主に返還できないことがあります。



○収容及び譲渡等の状況

課題：終生にわたる適正飼養の推進

野犬等の人に馴れていない犬の譲渡

子猫の引取り数の削減対策

離乳前の子猫の譲渡

《犬》

令和元年度に保健所へ収容した犬の数は、平成22年度と比べて61.5%減少しました。収容の内訳をみると特に飼い主からの引取り数（所有権放棄）が71.1%減少しました。

収容した犬のうち、野犬等、一般的な飼い主には飼養が困難な犬について譲渡を行うために、馴化や経験のある方を募る等の必要があります。

保健所収容犬の返還と譲渡の状況

年度	保健所収容数				返還数	譲渡数	殺処分数	殺処分率 (%)
	引取り		捕獲	合計				
	うち所有権放棄							
H22	291	648	682	1,330	468	460	402	30.2
R1	84	352	160	512	270	175	62	12.1

※殺処分率＝殺処分数／保健所収容数

《猫》

令和元年度に保健所へ収容した猫の数は、平成22年度と比べて46.5%減少しました。犬と同様に、飼い主からの引取り数（所有権放棄）は66.4%減少しました。

また、譲渡が困難な離乳前の子猫を収容することが多く、ボランティアの協力を得ながら譲渡を行っているところです。しかし、離乳前の猫の飼養はボランティアへの負担が大きく、また成長後の譲渡先を探す必要があります。

猫の譲渡・殺処分の状況

年度	保健所収容数		譲渡数	殺処分数	譲渡率 (%)
	引取り				
	うち所有権放棄				
H22	1,679	3,154	447	2,707	14.2
R1	564	1,687	618	1,062	36.6

○動物取扱業

課題：動物取扱業の法令遵守の徹底
購入者とのトラブル防止

全国の消費生活センターに寄せられたペットの購入に関わる相談件数は、平成24年度で約1,200件、令和元年度で約1,400件と、多くの相談が寄せられています。

令和元年の動物愛護管理法の改正により、令和3年度から第一種動物取扱業の具体的な数値基準が設けられることとなる等、規制が強化されました。

○人と動物のハーモナイズ事業

課題：ボランティアや他の主体との協力、地域猫支援事業のための体制整備
時代に合わせた事業内容の見直し

《動物愛護センターにおける事業の実施》

平成26年度に岐阜県動物愛護センターが開所し、動物の愛護と適正飼養を推進するためのより充実した事業を展開できるようになりました。

動物愛護センターでイベントや講習会等を開催するのみではなく、各地のイベントに出向き普及啓発活動を行っています。

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 犬猫の譲渡の推進 | 5 地域猫活動支援事業 |
| 2 愛犬のしつけ方教室 | 6 動物介在活動犬の育成 |
| 3 動物愛護思想の普及 | 7 動物介在活動犬との訪問活動 |
| 4 被災動物の救援 | |

《保健所における事業の実施》

次代を担う子ども達や若い世代への動物愛護に関する教育は重要であり、県獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し事業を行っています。

- | |
|----------------|
| 1 動物愛護教室 |
| 2 動物愛護週間行事 |
| 3 動物愛護推進員活動を支援 |

○動物の愛護及び適正飼養の推進体制

課題：動物愛護推進協議会の新たな団体の参加
動物愛護推進員活動の拡充
被災動物救援計画による平時からの準備
自治体や関係機関・団体、民間ボランティアとの連携強化

《動物愛護推進協議会》

動物行政のありかた、動物愛護推進員の活動に対する支援等、動物と適正飼養の推進に関することを協議しています。

《動物愛護推進員》

令和2年4月1日現在、動物愛護推進員121名を委嘱し、県内各保健所との連携の下、地域における動物の愛護と適正飼養の推進に向け、様々な活動にあたっています。

《被災動物の救援》

各地で発生する大規模災害や毎年のように発生する豪雨災害等、ペットの保護や治療、同伴の避難生活が必要となる機会が増えつつあり、平時から被災動物救援計画により準備をすることが重要です。

被災した飼い主の支援や飼い主とはぐれたペットの救護活動を円滑に行うためには、自治体や関係機関・団体等が公助として行う活動ばかりではなく、民間のボランティアの役割が極めて重要であり、連携する体制の整備が必要です。

具体的な取り組み

○普及啓発活動の充実と、多様な主体との相互理解の醸成

- プラン1 県民のネットワーク等を活用した普及啓発活動の推進
- プラン2 市町村の広報媒体、ホームページ等を利用した普及啓発活動の推進
- プラン3 普及啓発に関する講習会の開催
- プラン4 学校飼養動物の適正飼養等に関する支援
- プラン5 動物愛護週間行事の開催
- プラン6 身体障がい者補助犬の普及啓発
- プラン7 実験動物取扱施設に対する普及啓発
- プラン8 畜産業者等への普及啓発
- プラン9 幅広い関係主体の参画による議論の活性化

プラン9

- ・動物愛護推進協議会を構成する新たな団体の参加の検討や、保健・福祉関係者との意見交換会を開催するなど、幅広い関係者と議論する機会を設けるよう努めていきます。

○適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進

- プラン10 適正飼養の推進
- プラン11 猫の屋内飼養の推進
- プラン12 収容動物の適正譲渡の推進
- プラン13 収容動物掲載サイトの充実
- プラン14 野犬の捕獲及び譲渡の促進
- プラン15 遺棄及び虐待の防止
- プラン16 動物介在活動の推進

プラン14

- ・集中的に野犬捕獲を実施します。捕獲後は、譲渡の適性を判断しボランティアの協力を得ながら人への順化を促すとともに、飼養経験が豊富な方を探す等、譲渡の促進に努めます。

プラン15

- ・獣医師による虐待の通報が義務化されたこと等を周知するとともに、通報への対応や明確化や体制について整備していきます。

○地域の生活環境の保全と動物による危害の防止

- プラン17 犬の登録と狂犬病予防注射の推進
- プラン18 「犬のしつけ」の推進
- プラン19 犬の飼い主への責務の徹底
- プラン20 地域猫活動の推進
- プラン21 無責任な餌やり行為に関する対応
- プラン22 多頭飼養問題への対応
- プラン23 特定動物の飼い主の社会的責任の徹底
- プラン24 動物由来感染症調査の実施



プラン20

- ・地域住民が共通の理解の下で行う地域猫活動について、岐阜県動物愛護センターは自治会での話し合いに参加し地域猫活動のルール作りへの協力、無料で不妊去勢手術を行う等の支援をします。

プラン22

- ・飼養する動物が多数となることで適切な管理ができなくなり、極めて不衛生な生活環境に陥る多頭飼養問題が起きています。周辺的生活環境の悪化や動物の虐待を未然に防ぐためには、多頭飼養の実態を把握し、早期に対応することが重要です。令和3年度から、新たに多頭飼養届出制度を導入し、その把握に努めるとともに、定期的な飼養状況の確認、適正飼養の啓発を行っていきます。

○動物取扱業等の適正化

- プラン25 動物取扱業への監視強化
- プラン26 動物販売時の説明事項の徹底
- プラン27 動物取扱責任者の資質向上

プラン25

- ・飼養施設の規模や、動物の保管に従事する従業員数、繁殖の回数等、具体的な基準が定められます。また、動物取扱責任者の資格要件が厳格化されました。法の内容について動物取扱責任者の研修会において周知するとともに、定期的な施設の監視の際に、基準等の遵守について指導を徹底します。



○動物の愛護管理推進への基盤づくり

- プラン28 県民の意識調査の実施
- プラン29 動物愛護推進協議会の運営
- プラン30 動物愛護推進員活動の活性化
- プラン31 動物愛護管理担当職員の資質向上
- プラン32 市町村担当職員の研修
- プラン33 狂犬病発生時の体制整備
- プラン34 被災動物救援体制の整備
- プラン35 ボランティアネットワークの構築
- プラン36 動物の愛護管理に関する拠点施設の運営

プラン29

- ・動物愛護推進協議会において、動物の愛護及び適正飼養の推進に関する方策等について協議した内容を県の施策や各主体の活動に反映していきます。また、より広く意見を聴収するため、新たな団体の参加について検討していきます。



動物の愛護及び管理に関する相談窓口

機関名	担当課	電話番号	担当区域
岐阜保健所	生活衛生課	058-380-3003	羽島市、各務原市、岐南町、笠松町
本巣・山県センター	生活衛生課	058-213-7268	山県市、瑞穂市、本巣市、北方町
西濃保健所	生活衛生課	0584-73-1111 (代)	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐センター	生活衛生課	0585-23-1111 (代)	揖斐川町、大野町、池田町
関保健所	生活衛生課	0575-33-4011 (代)	関市、美濃市
郡上センター	生活衛生課	0575-67-1111 (代)	郡上市
可茂保健所	生活衛生課	0574-25-3111 (代)	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃保健所	生活衛生課	0572-23-1111 (代)	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那保健所	生活衛生課	0573-26-1111 (代)	中津川市、恵那市
飛騨保健所	生活衛生課	0577-33-1111 (代)	高山市、飛騨市、白川村
下呂センター	生活衛生課	0576-52-3111 (代)	下呂市
動物愛護センター	動物愛護課	0575-34-0050	
岐阜市保健所	生活衛生課	058-252-7195	岐阜市

発行／岐阜県健康福祉部生活衛生課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111 (代)

058-272-1986 (ダイヤルイン)

FAX 058-278-2627

E-mail c11222@pref.gifu.lg.jp

ホームページ「岐阜県動物愛護」<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56571.html>

